

株式会社サックスバー ホールディングス 定款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社サックスバー ホールディングスと称し、英文では S A C ' S B A R H O L D I N G S I N C . と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. バッグ、皮革製品その他洋品雑貨の企画、製造、販売及び輸出入
2. 毛皮、皮コートの企画、製造、販売及び輸出入
3. 紳士・婦人用衣類、服飾雑貨の企画、製造、販売及び輸出入
4. 家具、インテリア小物その他雑貨類の企画、製造、販売及び輸出入
5. 宝石、宝飾品、貴金属製品の研磨、加工製造、販売及び輸出入
6. 化粧品、化粧用品の販売及び輸出入
7. 中古品の仕入、補修、加工及び販売
8. 飲食店の経営
9. 不動産の賃貸及び管理
10. インターネットを利用した通信販売業
11. 情報通信システム及びソフトウェア並びにこれらに付帯又は関連するシステムの開発、運用及び保守
12. 広告代理業
13. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を、東京都葛飾区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、31,200,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 8 条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法 189 条 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当および株主の有する株式数に応じて、募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集者および議長)

第 13 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役と区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 当会社は、取締会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 26 条 当会社の業務は取締役社長が統括し、他の取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 34 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(常勤監査等委員)

第 36 条 監査等委員は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議)

第 37 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第 38 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 39 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 40 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 45 条 当会社の剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の最終株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 47 条 当会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当会社は、第 50 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第 50 期定時株主総会終結前の監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 46 条第 2 項の定めるところによる。

平成 6 年 6 月 28 日一部改訂
平成 7 年 6 月 29 日一部改訂
平成 9 年 6 月 27 日一部改訂
平成 10 年 6 月 26 日一部改訂
平成 14 年 6 月 27 日一部改訂
平成 15 年 6 月 26 日一部改訂
平成 16 年 6 月 29 日一部改訂
平成 18 年 6 月 28 日一部改訂
平成 18 年 7 月 1 日一部改訂
平成 19 年 2 月 1 日一部改訂
平成 21 年 6 月 25 日一部改訂
平成 26 年 6 月 26 日一部改訂
令和 4 年 6 月 29 日一部改訂
令和 5 年 3 月 2 日一部改訂
令和 5 年 6 月 27 日一部改訂